

1. 主要課題の取り組み

運動方針その1

～すべての仲間をまもり、つなぐための集团的労使関係の追求と、
社会に広がりのある運動の推進～

1. 「組織拡大」に向けた着実な前進と体制の構築

(1) 1000万連合NEXTとして確認される「連合組織拡大プラン2030」に基づき、連合岐阜、構成組織、地域協議会における体制確立を図り、組織拡大を最優先課題として取り組みをすすめる。

① 連合岐阜組織拡大戦略会議

- 2020年10月までとしているが、コロナ禍により会議開催、企業訪問、ターゲットへの対応等が進められていないことから、11月以降も継続する。
- 連合組織拡大プラン2030への対応体制は、当面組織拡大戦略会議とするが、その中で協議を重ね新体制構築を目指す。

② 「連合岐阜教育政策プロジェクト」の集大成に向け、連合本部、構成組織本部、地方構成組織と連携・連動を図り全力で取り組む。

③ 地方アドバイザーと連携をはかり労働相談機能の強化、連合岐阜地域ユニオンの活動強化をはかり、組織拡大・強化に取り組む。

(2) 経営者団体と連携し、連合がめざす労使関係への理解を深める。

(3) 組織化を担う人財の育成・強化に向け「組織拡大実践研修会」の開催方法の見直しや内容の検討を進め、オルガナイザー人財の裾野拡大をめざす。

2. 地域に根差した顔の見える運動・すべての働く者・生活者に広がる運動の前進

(1) 連合岐阜と地域協議会は、組合員が活動に参加・関与する機会を増やし、地域を創り・暮らしを守る活動や連合の仲間をつなげる活動を行い、「地域に根ざした顔の見える運動」「すべての働く者・生活者に広がる運動」の推進をはかる。

(2) 地域において、暮らしや生活に関わる支え合いの基盤を作り出していくことは、連合運動の中で極めて重要であり、4団体（連合・労福協・労働金庫・こくみん共済coop）との更なる連携と、生協、NPO、退職者などとの連携をはかり、地域で信頼され、存在感のある運動を協同で構築する。

(3) 連合岐阜と構成組織は、加盟組合・組合員が地域の活動に参画しやすい体制づくりについて常に意識しつつ、取り組みをすすめる。

3. 連合・労働組合の活動・存在の社会的な連携や発信

(1) 本部とともに、すべての働く者や生活者の先頭に立ち、ともに運動をつくりあげていくための取り組みを展開する。

- (2) 経営者団体をはじめ社会全体に労働組合・集团的労使関係の重要性をアピールする取り組みを展開する。
- (3) 連合および労働組合への理解を深め、社会的な認知・理解を高めるために、各種団体との連携やメディアの活用など社会的発信に向けた取り組みを強化する。
- (4) 毎月5日の「連合の日」街宣、地域協議会の定例街宣により、組織PR活動や職場・地域まで連合運動を伝える取り組みを行う。
- (5) ホームページによるタイムリーな情報発信は、すべての働く者・生活者への広がり を考慮する。また、機関紙・壁新聞による組織内広報を充実する。
- (6) ワークルールの理解促進をはかるため、毎年実施される「ワークルール検定」に積極的に参加する。
- (7) 労働組合の社会的責任（労働組合のCSR）をあらゆる活動において意識しつつ、社会全体における労働組合の社会的責任・役割の発揮をめざす。

4. 課題を抱えるすべての労働者・若者の支援と参加の促進

- (1) 本部と連携しフェアワーク推進センターの取り組みを展開する。
- (2) 「なんでも労働相談ダイヤル」の認知度向上に向けた情報発信・広報活動の充実、新型コロナウイルス感染症に関わる相談対応、女性からの相談受付体制の強化、集中相談や大型店舗を活用した面談による労働相談の実施、構成組織の参加や地域の関係機関との連携など、労働相談活動のさらなる充実をめざす。
- (3) 非正規雇用・曖昧な雇用・若年労働・外国人労働など、課題を抱えるすべての働く人への対応に向け、連合本部・東海ブロックとの連携、行政・NGO・NPO等の各種団体と連携を強化し取り組む。
- (4) 若者の雇用・就労環境の改善に向けた取り組みとして、岐阜労福協・ライフサポートセンター岐阜と連携し、働くことの意義や働くときのルール、労働組合の役割などを伝える取り組みをすすめる。

5. 次代の労働運動を担う組合リーダーの育成と青年・女性委員会活動の推進

- (1) 次代の労働運動を担う組合リーダーの育成に向けて、連合本部と連携しWEB活用による教育機会の設定を検討する。また、人財育成・人財発掘の場として、青年委員会、女性委員会の活動を積極的に支援する。
- (2) 青年・女性活動家の養成やリーダーの育成に向け、東海ブロック会議、ユースフォーラム、女性リーダー講座等を通し、課題の共有化と主体的活動の促進・活性化をはかる。

6. 部門別連絡会の活動推進

- (1) 部門別連絡会については、3つの部門連絡会（官公、金属、医療・福祉）の活動支援に取り組むとともに、連合本部の見直しに合わせて対応をすすめる。

7. 岐阜県退職者連合への活動支援と連携強化

- (1) 安心して豊かな高齢者社会づくりに向けた活動と自主的な組織運営に向けて、岐阜県退職者連合への活動支援と連携強化をはかる。

運動方針その2

～安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進～

1. 「政策・制度 要求と提言」の推進

- (1) 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた政策パッケージ、「連合の要求と提言・重点政策」を踏まえ、政策・制度実現の取り組みをさらに強化する。
- (2) 岐阜県への政策提言は、政策討論集会において素案の討論を行い執行委員会の議を経て策定し、働く者のための政策実現をめざす。
市町村に対する政策・制度要請は、地域協議会、推薦地方議員と連携し、できる限り多くの自治体に提出できるよう取り組む。
また、岐阜労働局への要請行動についても継続実施し、法令の遵守・徹底をはじめ、中小企業・非正規労働者支援、労働者の権利と適正な労働条件の確保に取り組む。

2. 働くことを軸とする安心社会の構築に向けた政策・制度の取り組み

- 引き続き、以下の政策・制度の課題について、本部と連携をはかり取り組みの前進をめざす。
- (1) 東日本大震災からの復興・再生に向けた政策
 - (2) 持続可能で健全な経済の発展
 - (3) 雇用の安定と公正労働条件の確保
 - (4) 安心できる社会保障制度の確立
 - (5) 社会インフラの整備・促進
 - (6) 暮らしの安心・安全の構築
 - (7) 民主主義の基盤強化と国民の権利保障
 - (8) 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現
 - (9) 横断的な事項3項目の促進
 - ①男女平等政策、②中小企業政策、③非正規雇用に関わる政策

3. 賃金・労働条件の底上げ・底支えと、労働条件の社会的横断化の促進

- (1) 春季生活闘争や通年的な労使協議を通じて、「長時間労働の是正」「すべての労働者の立場に立った働き方」、すべての働く者の労働条件の「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現をはかる。個別賃金実態調査の取り組みを強化し、地域ミニマム運動の前進と労働条件の社会的な波及効果の発揮に取り組む。
- (2) 最低賃金は、生活できる水準まで引き上げる取り組みを強化する。

- ① 企業内最低賃金協定締結拡大、水準引き上げにより、賃金の底上げをはかる。
 - ② 地域別最低賃金は、賃金の底支え機能を果たし、セーフティネットとして実効性が高い水準を目途に、地域間格差の是正に向けた大幅な引き上げを目指す。
 - ③ 特定（産業別）最低賃金は、当該産業労使のイニシアティブ発揮により賃金の底上げにつながる水準の実現、これまで設定のない分野での新設に努める。
- (3) 春季生活闘争前段における経営者団体への要請行動、岐阜労働局との意見交換の場等を通じ、賃金・労働条件の底上げ・底支え、中小・非正規支援、労働者の権利と適正な労働条件の確保に向けた取り組みをすすめる。
- (4) 中小企業の経営基盤の強化と地域社会の活性化をはかるため、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現および公契約基本法、公契約条例、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みを推進する。
- (5) 社会に開かれた春季生活闘争の実現と地域課題の解決を目指し、これまでの「地域（労使）フォーラム」を発展させ、「地域活性化フォーラム」として、地域の関係者との連携を醸成する取り組みを継続する。

4. ディーセント・ワーク実現に向けたワークルールの整備

- (1) 連合本部と連携し、引き続き「働き方改革関連法」の職場への定着をはかるため取り組む。また、中小企業への同一労働同一賃金の法施行に向けた取り組み支援と36協定の適正化や長時間労働是正の取り組みを推進する。
- (2) 不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度について、連合本部や構成組織と連携し、導入阻止に向け取り組む。
- (3) 複数の事業場で働く就業者保護のための法整備、過半数代表制の適正化と労働者代表制の法制化、民法改正に対応した労働関係法の改正など、労働者保護の観点から必要な法整備の実現と社会へ訴える活動に取り組む。
- (4) 高年齢者雇用安定法改正を踏まえ、年齢に関係なくディーセントに働き続けられる環境整備に、また、就職氷河期世代の者が社会と繋がり、希望する職種で働くことができる環境整備に本部と連携して取り組む。
- (5) 良質な雇用の確保とセーフティネットの充実、労働安全衛生対策の強化、様々な就労形態で働く人への支援、人財育成の促進、個別労働紛争解決制度の充実などに引き続き取り組む。

運動方針その3

～男女平等をはじめとして、

一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現～

1. 性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、やりがいをもって働くことのできる職場・社会の実現

- (1) あらゆるハラスメントの根絶に向けて、禁止規定を含めたさらなる国内法整備

への支援とともに、ILO条約の批准に向けた取り組みへの支援や、職場におけるハラスメントの根絶を推進する。

- (2) 多様性が尊重される社会の実現に向けて、アンコンシャス・バイアス（無意識な思い込みや偏見）や、固定的性別役割分担意識を払拭するため、本部策定予定の周知・啓発用ガイドラインを活用した職場環境の改善に取り組む。
- (3) 雇用の分野における性差別の禁止に向け、2021春季生活闘争の取り組みに合わせ、ジェンダー平等・多様性の推進について啓発活動を行う。
- (4) 県内で働く外国人労働者について、互いに認め尊重し合いながら、働くことのできる「共生」に向けた職場づくりを推進する。

2. 男女平等社会の実現に向けた取り組み

- (1) 2020年9月までを目標とした連合「第4次男女平等参画推進計画」は、進捗状況を鑑み1年間延長されることになった。よって、連合岐阜「第4次男女平等参画推進計画」の目標達成に向け構成組織と連携し全力で取り組む。加えて、これまでの推進を評価・反省し、「第5次男女平等参画推進計画（仮称）」に向けてプロジェクトチームを立ち上げる。
- (2) 構成組織・単組は、これまでの目標「運動方針への取り組み明記」「女性役員を選出している組織100%」を達成する取り組みの総仕上げを行う。
- (3) 男女平等の視点から社会制度、慣行の見直しを推進するとともに、雇用における性差別の禁止、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と育児や介護などの両立支援の拡充、均等待遇に向けた取り組みを積極的に推進する。
- (4) 6月の「男女平等月間」において、組織内外に向けた活動に取り組む。
- (5) 「3.8国際女性デー」などを中心に、街宣行動に取り組む。
- (6) 岐阜県内で、運動の目的が一致するNGO・NPOや女性団体など各種団体との交流、連携をはかる。

運動方針その4

～社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承～

1. 連帯活動と社会参加活動の取り組み

- (1) 中央メーデーと地区メーデーは、地域に根ざした顔の見える労働運動の推進と、社会的アピール行動として、関係団体やNPOなどと連携し開催する。
- (2) 世界の恒久平和の実現に向けて、連合四つの平和行動に積極的に参加する。連合岐阜独自で開催している「平和の集い」を引き続き開催する。
- (3) 連合「ゆにふぁん」活動を通じて、地域の労働組合やNGO・NPOなどが行っている支え合い助け合いの活動への参加や支援を促し、労働組合（ユニオン）のファンづくりと社会貢献活動に取り組む。

- (4) 人権・連帯活動の強化に向け、「連合・愛のカンパ」活動の充実、志を同じくする様々な組織・団体との連携・連帯など、取り組みを積極的にすすめる。
- (5) 就職差別撤廃に向け、啓発活動を行うとともに関係機関への要請行動を行う。
- (6) セカンドハーベスト名古屋の活動を支援するとともに、連合岐阜が主催する各種行事の際等にフードドライブ活動に取り組む。

2. 防災、災害救援活動の取り組み

- (1) 東日本大震災や熊本県を中心とする九州地震など様々な災害で被災した地域の復興・再生に向け、物資斡旋など、労働福祉団体と連携し支援活動に取り組む。
- (2) 毎年のように全国各地で発生する自然災害への対応は、連合岐阜災害対応指針に基づき対応する。
- (3) 「with/after コロナ」におけるボランティア活動や支援の在り方について、本部・東海ブロックと連携し検討をすすめる。
- (4) 大災害から命や暮らしを守るために、連合東海ブロック各県連合会と連携し、行うべき防災、発災時の対応等、啓発活動に取り組む。
- (5) 岐阜県災害ボランティア連絡会および連絡調整会議の一員として、人的支援体制の構築を図る。

3. 勤労者福祉の充実に向け、労福協をはじめとする福祉事業団体（労働金庫、こくみん共済coop（全労済））との連携、活動支援に取り組む。

運動方針その5

～健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進～

組合員はもとより、すべての働く人、生活者のための政策実現に向け、政治活動を推進する。

1. 政治活動の基本

- (1) 「働くことを軸とする安心社会 ～まもる・つなぐ・創り出す～」の実現に向け、目的と政策を共有する政党および政治家との協力関係を重視し、積極的に政治活動を推進する。
- (2) 連合の政治方針の「連合の求める政治」を基本に、政治・選挙活動をすすめる。
- (3) 構成組織・組合員との間で、連合の政治理念や政策の共有に向け努力を重ねる。
- (4) 組合員はもとより、すべての働く者・生活者のための政治活動を推進する。
- (5) 支援する政党地方県連等との定例的な意見交換会をはじめ日常的な連携を強化する。

2. 政治活動の推進と強化、地方政治の活性化

- (1) 政治活動の強化に向け、政治活動マニュアル（第4版）を活用した研修会や学習会の開催等により、その重要性の理解と組合員の自発的な政治活動への参加を促進する。
- (2) 県議会傍聴活動の継続、推薦議員議会報告会や懇談会の開催、ホームページ・SNSを活用し広報活動の充実をはかる。
- (3) 推薦議員・推薦首長との政策協議・連携強化をはかるため、推薦地方議員団会議の充実や意見交換会の実施、推薦首長との懇談会などを企画・開催する。
- (4) 地方議会に対して、二代表制の機能充実のための環境整備および住民の福祉の向上と地方自治体の発展を目的とする「議会基本条例」の制定を求める。

3. 選挙活動の推進

- (1) 第49回衆議院議員選挙への対応に向け、支援する政党ならびに推薦する候補者と連携を強化する。
- (2) 2021年度に実施される地方選挙では、構成組織、地域協議会と積極的に連携をはかり、推薦候補者全員の当選に向けて全力で取り組む。
- (3) 公職選挙法や政治資金規正法など選挙運動における法令遵守の徹底をはかる。あわせて、労働組合の社会的責任として棄権防止や期日前投票を含めた投票促進運動に積極的に取り組む。

運動方針その6

～運動を支える基盤強化～

1. 「連合ビジョン」「連合運動強化特別委員会」の報告、本部運動方針に基づき今期中に見直しや改正が図られる事項への対応は、走りながら連合岐阜の対応や活動について見直しを図る。
2. 組織・財政検討委員会
 - (1) 連合岐阜の運動を持続的に実践していくうえで、基盤である「財政・組織」について、「連合運動強化特別委員会」報告を踏まえ本部検討に基づき協議する。
 - (2) 連合岐阜の2022年度以降の地域協議会活動地域について、岐阜労福協支部活動地域との相違解消に向け、協議をすすめる。

以上